

関係団体の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課

建築物調査員等への移行の促進について

日頃より建築行政の推進にご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

平成 28 年 6 月に施行予定の改正建築基準法においては、定期報告制度を見直し、調査や検査を行うための資格制度を新たに法律に位置付けることとしています。

具体的には、「特殊建築物等調査資格者」、「昇降機検査資格者」、「建築設備検査資格者」（以下「旧資格者」という。）については、新たに講習を受けることなく、「建築物調査員」、「昇降機等検査員」、「建築設備検査員」の資格者証の交付を受けることができます。

一方で、平成 28 年 5 月までに新しい資格者証の交付を受けていない場合は、平成 28 年 6 月以降は、定期報告のための法定調査・検査を行うことができません。

貴団体におかれましては、旧資格者や旧資格者が所属する会社や団体などに、新資格者への移行について周知を行うよう、ご協力をお願いいたします。

特に、平成 27 年 12 月 31 日までに移行申請がなされない場合は、資格者証の交付時期が平成 28 年 6 月以降となる予定ですので、早期の申請を呼びかけるよう、お願いいたします。

○ 参考 1：移行の申請書の提出時期による違い

申請書の提出時期	特徴
～平成 27 年 12 月 31 日	・平成 28 年 5 月までに資格者証が交付されます。
平成 28 年 1 月 1 日～	・平成 28 年 6 月以降、順次、資格者証が交付されます。 ・「旧資格者講習の修了書」の提出が必要になります。

○ 参考 2：「定期報告制度ポータルサイト」（移行申請の詳細説明）

http://www.kenchiku-bosai.or.jp/chousa-kensa_05.html